

無線インターネット（テレビ岸和田ポケット Wi-Fi）重要事項説明

当社が定める「無線インターネット契約約款」および「TVK インターネット接続サービス契約約款」のご確認をお願いいたします。
https://www.tvk.co.jp/wp-content/uploads/2021/09/pocketwi-fi_yakkan01.pdf

テレビ岸和田ポケット Wi-Fi について

- 当社が提供する地域 BWA（地域広帯域移動無線アクセス）サービスの総称です。

テレビ岸和田ポケット Wi-Fi の契約条件について

- テレビ岸和田ポケット Wi-Fi は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号、以下「事業法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定める無線インターネット契約約款および TVK インターネット接続サービス契約約款により、無線インターネット接続サービスを提供するものとします。
- 本サービスの申し込みは当社のテレビ有料サービス、第一種インターネット接続サービス（ケーブルインターネット・光インターネット）、IP 電話サービス（以下「基本サービス」という）のいずれかの契約がある場合に限りします。
- 「岸和田市」または「泉北郡忠岡町」以外へお引越しされる場合は本サービスも解約となります。
- 申込者が未成年の場合、親権者の同意が必要です。

提供エリアについて

- サービス提供エリアはホームページ等で別に定める提供エリアマップに準じます。
- 申し込みの際には、提供エリアマップにてサービス提供エリア内であることをご確認ください。
- 提供エリア内であっても電波状況等により利用できない場合があります。また、地下、トンネル、ビルの陰、山間部や海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 設備の変更や新設・撤去等により、提供エリアが変更になる場合があります。
- ご契約住所以外でのご利用は訪問サポートの対象外とさせていただきます。

通信速度について

- テレビ岸和田ポケット Wi-Fi の通信速度は下り最大 110Mbps、上り最大 10Mbps のベストエフォートです。
- 通信速度は送受信時の技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。
- テレビ岸和田ポケット Wi-Fi はベストエフォート型サービスであり、通信環境、回線状況により通信速度が変化しますので、一定の通信速度を保証するものではありません。また、パソコン等の接続端末のネットワーク機器の性能により通信速度は制限されます。

端末機器（SIM カードを含む）について

- テレビ岸和田ポケット Wi-Fi で提供している端末機器および SIM カード（以下、「端末機器」）は当社からの貸与品ですので、端末機器の分解・改造は絶対に行わないでください。分解・改造が判明した場合は、機器損害金を請求いたします。また、故意での故障対応も同様とします（機器損害金 15,000 円（不課税））。
- 端末機器は、当社にて初期設定したうえでお渡しします。お客様にてご利用場所に設置し、お客様機器と接続設定してください。当社にて訪問設置、設定をご希望の場合は有料となります。

料金について

- 「端末機器をお渡しした日」がテレビ岸和田ポケット Wi-Fi の利用開始日となります。
- テレビ岸和田ポケット Wi-Fi の月額基本利用料およびオプション月額利用料は、利用開始日の属する月の翌月より課金が始まります。
- 設置設定費用など初期費用は、1 契約毎の料金となります。
- テレビ岸和田ポケット Wi-Fi の初期費用は、利用開始日がその月の 25 日までの場合は翌月請求、26 日から末日までの場合は翌々月の請求となります。
- クレジットカードによるお支払いの請求締切日および引き落とし日は、お客様が利用するクレジットカード会社の規定に準じます。クレジットカード会社の締切日により、クレジットカード会社から 2 ヶ月分の料金がまとめて請求される場合があります。
- テレビ岸和田ポケット Wi-Fi 契約は月単位となりますので、解約月における月額基本利用料の日割りには対応しておりません。

接続について

- テレビ岸和田ポケット Wi-Fi で割り当てられる IP アドレスは、プライベート IP アドレスになります。プロトコルの制限は行っておりませんが、グローバル IP アドレスの利用を前提としたアプリケーションは、利用いただけない場合があります。

初期契約解除制度について

- テレビ岸和田ポケット Wi-Fi は初期契約解除制度の対象となります。
- 契約者は、契約内容の通知受領後 8 日を経過するまでの期間、文書によりそのお申し込みの撤回、または契約の解除を行うことができます。
- お申し込みの撤回、または契約の解除を行う場合、上記の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
- 初期費用、撤去費用はご請求させていただきます。

解約について

- 契約者は、利用開始月を除く毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の 14 日前までに当社が定める受付に提出をもって解約とします。
- テレビ岸和田ポケット Wi-Fi を解約された場合、利用していた端末機器は当社店頭または以下の返却先までご返却ください。返送にかかる費用はお客様負担となります。当社による撤去を行う場合、撤去費用として 5,500 円を請求いたします。なお、返却いただけない場合、機器損害金を請求いたします。

<返却先> 〒596-0826 岸和田市作才町 1-5-3 （株）テレビ岸和田 業務管理課 宛